

スズキグループの社員および退職者の皆様へ

スズキグループの皆様なら保険料がもっと割引!

団体扱契約は一般契約に比べて

約33.5%OFF!

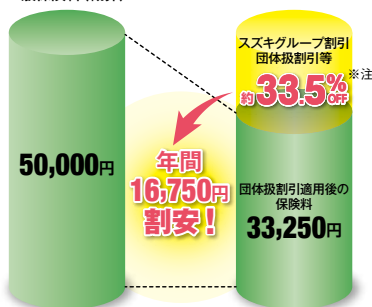
※注:表示の約33.5%割引は団体扱割引率30.0%に一般分割増分約5%の免除(または団体扱一時払による割引分5%)を乗算したものです。団体扱割引率30%は2021年9月1日から2022年8月31日までの始期日に適用されます。団体扱割引率は当該団体における損害率と契約台数で毎年見直し変動することがあります。

団体扱自動車保険のポイント

- ① 保険料は給与天引または口座振替
現金を準備する必要はありません。
- ② ご家族の保険もご契約いただけます
同居のご親族の車もご契約いただけます。(他社のお車もOK)
- ③ 退職者も割引適用可能です
6か月以上勤務された方が対象です。(払込方法は口座振替となります)
- ④ 事故対応も安心!
万が一の事故サポートも大手保険会社で安心です。



一般保険料(概算)



※実際の保険料は、保険商品、ご契約の条件により異なります。

「割安な保険料」でご加入できます。お気軽にご相談ください。

スズキグループの皆様なら「もっと」割引!

保険会社ごとの割増引(無事故による割増引) 最大63%割引後さらに33.5%割引!!



現在ご加入中の自動車保険の保険料を見直しませんか?

団体扱自動車保険

スズキ団体扱自動車保険見積りサービス



- 8項目の簡単な情報登録でご利用いただけます。
- 1週間程でお見積りをご案内します。
- お見積りにあたり、**保険証券・車検証**をご用意ください。
同居のご家族のお車もご加入できます。

【ご利用手順】

- ① 右の携帯二次元バーコードを読み取ってください。
- ② スズキ団体扱自動車見積りサービスサイトで8項目入力
- ③ 保険証券・車検証の写真をアップロード。
- ④ 送信日から一週間程度でお見積りをご郵送いたします。

※ご登録いただいた情報をもとに、所属団体へ本人確認を行っていただく場合がございます。

二次元バーコード



団体扱自動車保険の更新は、電話募集・インターネットでもお手続きができます。

※一部お手続きのできない契約もございます。

コールセンター

TEL.080-3634-9346

【受付時間:平日 9:00~18:00】

インターネット

スズキビジネスで検索!! <https://www.suzuki-business.co.jp/hoken>

【ご都合のよい時間にパソコンでお手続き】

無料相談承り中!! 土、日もゆっくりご相談できます!!

★保険相談コーナー篠原(土、日営業) ☎053-447-1718

浜松市西区篠原町21339(しのはらプラザ3F) ●営業時間 平日 8:45~18:30 土・日 9:45~18:30

★保険相談コーナー袋井(土、日営業) ☎0538-44-7000

袋井市堀越3-19-6(スズキハウス袋井営業所内) ●営業時間 10:00~18:00(火曜・水曜定休)

★保険相談コーナー都田(土曜営業) ☎053-488-5700

浜松市北区大原町437-22(プラザ都田セルフSS内) ●営業時間 10:00~18:00(水曜・日曜定休)

取扱代理店

スズキビジネス 保険事業部

〒431-0201 浜松市西区篠原町21339(しのはらプラザ3F)

TEL.053-447-1718 FAX.053-448-5417



スズキビジネス本社
保険相談コーナー篠原



保険相談コーナー袋井
スズキハウス袋井営業所内



保険相談コーナー都田
プラザ都田セルフSS内

引受保険会社



(幹事)

東京海上日動火災保険株式会社 静岡自動車営業部 スズキ室
浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー10階 TEL.053-454-8946
2021年7月作成 承認番号:21-TC02121



損害保険ジャパン株式会社 自動車開発第三部 スズキ室
静岡県浜松市中区旭町12-1 遠鉄百貨店新館 事務所フロア11F TEL.053-456-4932
承認日2021年6月23日 承認番号:SU21-03141

このチラシは、自動車保険(団体扱)の概要をご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●団体扱の対象となる方/ご契約者は、スズキ株式会社またはその系列会社の従業員の方(その団体から毎月給与の支払を受けている方)、および退職者になりますが、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者の他、ご契約者の配偶者、ご契約者または配偶者の同居のご親族の方・別居の扶養親族の方とすることができます。対象となる系列会社については取扱代理店までお問い合わせください。1.保険契約者が団体の構成員でなくなった場合や「保険料の集金に関する約款」に定められた定足数不足により、団体扱契約が失効した場合は残りの保険料を一括してお支払いいただくことになります。団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。2.本保険の対象となる社員・退職者の範囲には制限があります。詳細は取扱代理店までお問合せください。